

平成20年11月19日  
運輸審議会審理室

株式会社琉球バス交通、沖縄バス株式会社、山交バス株式会社、弘南バス株式会社、新潟交通株式会社及び越後交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案に関する公示について

平成20年11月18日付けで、株式会社琉球バス交通、沖縄バス株式会社、山交バス株式会社、弘南バス株式会社、新潟交通株式会社及び越後交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありましたので、運輸審議会一般規則第16条第1項の規定により官報に告示するとともに、同規則第4条の規定により公示したのでお知らせします。

なお、同規則第17条の規定により、利害関係人は本日から14日以内（平成20年12月3日（水）まで）に、運輸審議会に公聴会開催の申請ができますのでお知らせします。

（注）利害関係人とは、事案の申請者、事案の申請者と競争の関係にある者等（同規則第5条）のことをいいます。

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、江崎

（代表）03（5253）8111（内線）53515

（直通）03（5253）8810

○国土交通省告示第1354号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成20年11月19日

国土交通大臣 金子 一義

事案番号 平20第5002号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 株式会社琉球バス交通

事案の内容 現行の基準賃率31円70銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃140円）を、基準賃率38円00銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。

事案番号 平20第5003号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 沖縄バス株式会社

事案の内容 現行の基準賃率31円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃140円）を、基準賃率37円50銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。

事案番号 平20第5004号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 山交バス株式会社

事案の内容 現行の基準賃率41円10銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率47円70銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）に変更する。

事案番号 平20第5005号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 弘南バス株式会社

事案の内容 現行の基準賃率42円90銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃140円）を、基準賃率48円10銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃160円）に変更する。

事案番号 平20第5006号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 新潟交通株式会社

事案の内容

1. 新潟市内の特定地帯における路線  
現行200円均一制運賃を、220円均一制運賃に変更する。
2. その他の路線  
現行の基準賃率36円20銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.8倍、20キロを超え30キロまではその0.7倍、30キロを超える部分はその0.6倍とし、初乗運賃は160円とする。）を、基準賃率40円70銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、5キロを超え10キロまではその0.9倍、10キロを超え15キロまではその0.8倍、15キロを超える部分はその0.7倍とし、初乗運賃は170円とする。）に変更する。

事案番号 平20第5007号

事案の種類 一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

申請者 越後交通株式会社

事案の内容 現行の基準賃率30円40銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃150円）を、基準賃率33円80銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃170円）に変更する。

## 参 考

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

第4条 運輸審議会が公示する事項は、第22条及び第31条第1項の規定によるほか、これを運輸審議会の掲示板に掲示するものとする。

第5条 国土交通省設置法第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は行政不服審査法による不服申立てをした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

第16条 国土交通大臣は、件名表に登載された事項並びに件名表が改定されたとき、及び件名表から件名が削除されたときはその旨を、すみやかに告示するとともに、事案が不利益処分に係るものであるときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者に対して、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となった者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 事案の件名及びその番号

三 理由及び利害関係を説明する事項